

令和4年1月26日
危機対策課 嶋田 内線 3610
直通 076-225-1310

まん延防止等重点措置(令和3年8月2日～9月30日)
にかかる過料について

まん延防止等重点措置(令和3年8月2日～9月30日)において、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく営業時間変更の命令に違反し、過料事件として裁判所に通知した19店舗のうち18店舗について、過料に処することが決定されたことを把握しましたので、お知らせします。

なお、1回目のまん延防止等重点措置(令和3年5月16日～6月13日)にかかる過料事件の通知を行った店舗を含め、残る9店舗については過料に処することが決定されたことを把握しましたら別途お知らせします。

(参考) 過料決定の状況

1回目 (5月16日～6月13日)	過料事件通知(6月14日)	9店舗
	うち過料決定	1店舗
2回目 (8月2日～9月30日)	過料事件通知(10月1日)	19店舗
	うち過料決定	18店舗

カッコ()内はまん延防止等重点措置期間